

令和6年5月28日
子ども・若者部児童課

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

1. 主旨

区立池之上小学校改築に伴い、池之上小新BOP学童クラブの活動場所を一時的に旧区立北沢小学校内に移転していたが、新校舎完成に伴い、世田谷区学童クラブ条例別表の池之上小新BOP学童クラブの活動場所を変更する必要があるため、改正する条例案を令和6年第2回区議会定例会へ提案する。

2. 内容

世田谷区学童クラブ条例別表の改正を行う。

3. 施行日

令和6年9月2日

4. 改正案

条例新旧対照表

改正後	改正前
別表（第3条関係） 池之上小新BOP学童クラブ 活動場所 東京都世田谷区 <u>代沢二丁目42番15号</u>	別表（第3条関係） 池之上小新BOP学童クラブ 活動場所 東京都世田谷区 <u>北沢四丁目32番20号</u>

5. 今後のスケジュール（予定）

令和6年8月31日 移転（新BOPは通常どおり運営する。）

9月 2日 新BOPの使用開始